

『協働のまちづくり』に

取り組む団体の紹介

PART
14

落部連合町内会

8月30日に、落部連合町内会主催で津波避難訓練を実施しました。どのような形で実施されたのか、連合町内会会長の知野修司さんにお話を聞きました。

実施に至った経緯を教えてください

東日本大震災のときに、落部支所や落部公園に個々に避難した人が何人もいたため、以前から「落部地域を対象に津波の避難訓練をやってはどうか」という話題が地域の人



小学生の避難の様子

たちから出たのがきっかけです。役員会で検討し、プロジェクトチーム（代表 菊地政次さん）を作り、実施しました。

避難訓練はどのように行われましたか？

町内会、保育園、小中学校、企業など、約370人が参加しました。また、車椅子避難モデル訓練もあわせて実施しました。訓練のタイムスケジュールは

①午前10時に地震発生（②午前10時3分（揺れが収まるまで）シェイクアウトで身を守る

③午前10時45分までに避難所

まで歩いて避難所到達後各代表が本部に避難完了報告を入れて終了という流れで実施しました。今回も津波の避難訓練などで、「歩いて逃げる」ことを前提に実施し、そこで一番に気高めてもらうためにも、定期的に実施できたらと思つています。



高齢者等車椅子避難モデル訓練を実施

法テラス八雲通信

vol. 16

賃貸借契約について

法テラス八雲法律事務所 弁護士 森田 了導



■住居として、あるいは営業のためなどに、人から土地や建物を借り、その代わりに地代や家賃を支払うというのはよくあることです。このような契約関係を賃貸借契約と言います。

■土地や建物の賃貸借契約の特徴は、契約関係が長期にわたることが想定されていることです。そのため、賃貸借契約については、民事関係（一般市民同士の法律関係）を規律する「民法」だけでなく、「借地借家法」という特別の法律が用意され、契約の存続期間や更新の方法などについて様々な特則が設けられています。

■また、賃貸借契約については、賃借人の保護の観点から、法律で定められているルールの外にも、裁判例上、賃貸借契約の特色に応じた特別なルールが存在しています。

たとえば、借家人に契約違反があつた場合に、直ちに契約を解除できるかどうかは、他に借主等に対して背信的な行為を行つてはいるなどの事情もあるかどうか、などを踏まえて総合的に判断しなければならないと考えられています。そのため、賃料不払い等の契約違反と思われる事実が存在する場合に、すぐに賃貸借契約を解除できるか（あるいは賃貸借契約を解除されてしまうのか）については、慎重な検討が必要になります。

■このように、賃貸借契約については、特別なルールが定められていることが多く、比較的身近な契約関係でありながら、実際に訴訟になつた場合などにどのような取り扱いがなされるのかは、すぐには分かりにくいものです。

関係機関のご支援があつて無事に避難訓練を終えることができ、大変感謝しています。今後も、個々の防災意識を高めてもらうためにも、定期的に実施できたらと思つています。

■そこで、当事務所でも、賃貸借契約を巡るトラブルについてのご相談を承っておりますので、「法テラス八雲法律事務所（☎ 050-3383-8366）までお気軽に相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所（☎ 050-3383-5563）でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。